

(事例82) 35歳男性、製造業、脊柱管狭窄症による長距離歩行禁止、重量物作業の禁止

類型	症候	疾患
1、2、5	4. 下肢のしびれ、腰痛	16. 脊柱管狭窄症、椎間板ヘルニア

きっかけ	<input type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input checked="" type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 35歳男性 既往歴：脊柱管狭窄症で手術歴あり</p> <p>2) 業種、作業内容 製造業 班長 ①ライン（コンベア・計器・パイプなど）の点検（長距離を歩く） ②落下した材料の掃除など（重量物作業）</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 脊柱管狭窄症、椎間板ヘルニア</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 長距離歩行禁止、安全靴の変更（以上産業医判断）、重量物作業の禁止（主治医より）</p>		
<p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など） スポーツにて一度脊柱管狭窄症を手術（5年前）。2年前前から腰痛・足のしびれ再発したが、受診せず痛みを堪えて作業していた。痛みが悪化したため2回目の手術（狭窄部位は別）。術後、腰痛は軽減されたものの、右足の感覚が戻らず、足関節の下垂も軽度みられた。そのため長距離歩行で靴ずれが頻発していた（感覚がないこと、安全靴が固いことによる）。 安全通路を歩くことを条件に普通の運動靴の許可を検討したが不可となり、業者と相談して中にパットの入った特注の安全靴を会社支給とした。また配置換えとなり監視業務中心の職場となった。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため</p> <p>2 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>5 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合 （例：弱視者のVDT作業、疾病などによる計算力低下⇒配置転換検討など）</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。</p> <p>+ 本人が神経障害がでるまで我慢してしまった。</p> <p>+ 将来の係長候補といわれるくらい職場で期待された人物であったが、今後の定年までの30数年の職務生活を考慮して、出直して配置換えとなった。</p> <p>+ 本人の希望によりセカンドオピニオン（脊髄センター）を紹介するなど本人が納得することを目的にできる配慮をした（職場変更による心理的負荷を軽減するため）。</p> <p>+ 安全靴の配慮など、決められたルールの中で従ってもらうことと配慮できることのバランスを取った。</p>		